

由利本荘市新規狩猟免許取得者確保対策事業補助金交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 3 月 31 日
改正 令和 4 年 3 月 31 日
改正 令和 7 年 3 月 25 日
改正 令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣の捕獲等に従事しようとする者が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 39 条に規定する狩猟免許を新規に取得した者、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条の 2 に規定する銃砲の所持許可を新規に取得した者及び散弾銃又はライフル銃を新規に購入した者に対して、それらに係る経費の負担軽減と有害鳥獣による人的被害及び農林業被害の防止対策として有害鳥獣の捕獲に携わる担い手の育成を図ることを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号）（以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 由利本荘市に住所を有する者
- (2) 由利本荘市内の猟友会会員である者または猟友会会員になる者
- (3) 由利本荘市鳥獣被害対策実施隊隊員である者または由利本荘市鳥獣被害対策実施隊隊員となることに同意する者
- (4) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 25 年由利本荘市条例第 8 号）第 2 条及び第 4 条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成 28 年由利本荘市規則第 34 号）第 2 条及び第 4 条の規定による制限措置に該当しない者

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費を対象とする。

- (1) 第 1 種銃猟免許及び銃砲所持許可証の取得に要した経費
- (2) 銃砲及び銃砲関連装備品の購入に要した経費
- (3) わな猟免許の取得に要した経費

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第1種銃猟免許及び銃砲所持許可証
補助対象経費の2分の1とし、5万円を上限とする。(千円未満切捨)
- (2) 銃砲及び銃砲関連装備品
補助対象経費の3分の1とし、3万円を上限とする。(千円未満切捨)
- (3) わな猟免許
補助対象経費の2分の1とし、2万円を上限とする。(千円未満切捨)

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までは、猟友会を脱退しないこと。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までは、捕獲業務に従事すること。
- (3) 補助金の交付を受けて取得した銃器等については、取得した日から起算して8年を経過する日までは、売却等をしないこと。
- (4) 上記条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

- 2 補助金の交付額に変更が無い場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助金申請書の添付書類)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許等の写し
- (2) 銃砲所持許可証の写し
- (3) 狩猟者登録証の写し
- (4) 補助対象経費の領収書の写し
- (5) 猟友会への加入及び由利本荘市鳥獣被害対策実施隊員として従事する旨の確約書
- (6) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第3条第2項で定める納税等状況調査同意書及び由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第8条第2項で定める特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の期間)

第8条 補助事業の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。